

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 4月 1日 ~ 令和11年 3月 31日までの5年間

2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標 1. 管理職に占める女性労働者の割合を 40%とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和6年 6月 管理職研修を検討
- 令和6年 12月 管理職研修を実施（リーダーシップ研修等）
毎年開催

目標 2. 男性労働者の育児休業等取得率を 15%以上とする。
女性労働者の育児休業等取得率を 80%以上とする。

<実施時期・取組内容>

<対策>

- 令和6年 4月~ 育児休業に関する法人内の現状を把握する（毎年度）
- 令和6年 10月~ 管理職による育児休業に関する検討会を開催
- 令和7年 4月~ 法人内の育児・出産ハンドブックを作成し、男性職員の育児休業取得に関する情報を盛り込む
- 令和7年 10月~ 管理者を対象として、男性部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う（毎年度）